

新潟県社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び同法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（県が所管するものに限る。）並びに同法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設及び事業（（別表に掲げるものに限る。）以下「社会福祉法人等」という。）を対象として実施する指導監査に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
(指導監査の目的)

第2条 社会福祉法人等に対する指導監査は、社会福祉法人等の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知に定められた遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な運営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の範囲)

第3条 指導監査の範囲は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法第56条第1項、第58条第2項及び第70条に規定する報告の徴収、検査、勧告及び調査
- (2) 社会福祉法第144条において準用する第56条第1項に規定する検査
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の5第1項及び第34条の14第1項に規定する報告の徴収及び立入検査並びに第46条第1項及び第3項に規定する報告の徴収、立入検査及び勧告
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項に規定する報告の徴収及び立入検査
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第43条第1項及び第44条第1項に規定する指導、報告の徴収及び立入検査
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項に規定する報告の徴収及び立入検査

(指導監査事項)

第4条 指導監査は、次の事項について行う。

- (1) 組織運営の状況
- (2) 人事管理の状況
- (3) 財産管理の状況
- (4) 会計管理の状況
- (5) 施設運営の状況
- (6) 入所者（入居者）処遇の状況
- (7) その他必要と認められる事項

2 社会福祉法第36条第2項及び同法第37条の規定に基づき会計監査人を設置して

いる社会福祉法人並びに同法第 45 条の 19 に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している社会福祉法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、前項(4)会計管理の状況に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 60 条第 2 項又は同項及び法第 127 条第 5 号ホ(2)の規定に基づき会計監査人を設置している社会福祉連携推進法人並びに会計監査人を設置していない連携推進法人が会計監査人による監査に準ずる監査を実施している社会福祉連携推進法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合で、計算関係書類、財産目録、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を確認できた場合には、前項(4)会計管理の状況に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。
- 4 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている社会福祉法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合には、第 1 項(4)会計管理の状況に関する監査事項を省略することができる。
- 5 公立の施設、地方自治法第 284 条（昭和 22 年法律第 67 号）に定める一部事務組合が運営する施設及び同法第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者として運営する施設については、第 1 項(3)財産管理の状況及び(4)会計管理の状況の監査を省略することができる。
- 6 児童厚生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、保育所及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）については、前年度に次条に規定する一般監査を行った結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる場合、第 1 項の監査事項の一部を省略することができる。

（指導監査の種別）

第 5 条 指導監査の種別は、一般監査と特別監査とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 一般監査 次条の規定により策定した実施計画に基づいて、別に定める項目について実施するもの
- (2) 特別監査 必要に応じて、特定の社会福祉法人等に対し、特定の事項について実施するものとし、実施の基準等は別に定めるものとする。

（実施計画）

第 6 条 指導監査の実施計画は、関係法令、通知等に基づき、指導監査対象の社会福祉法人等を選定し、毎年度当初に策定するものとする。

(事前通知)

第7条 指導監査の実施に当たっては、当該指導監査の対象となる社会福祉法人等に対し、指導監査の期日、指導監査を行う職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。

2 社会福祉法人等の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合には、上記によらず指導監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うものとする。

(指導監査の方法)

第8条 指導監査の方法については、原則、実地による指導監査で行うものとし、必要と認められる場合は、集合監査、書面監査又は第4条第5項で定める監査（以下「簡易監査」という。）で行うことができるものとする。

2 監査の周期については、国が定めた要綱等に準じ、別表2のとおり定めるものとする。

3 指導監査は、原則2人以上の職員で実施するものとする。

(役員等の立会い)

第9条 実地による指導監査には、社会福祉法人等の役員等を立ち合わせるものとする。

(指導監査結果の講評)

第10条 実地による指導監査を行った職員は、指導監査の終了後、役員、施設長その他関係職員の出席を求め、指導監査結果について講評を行うものとする。

(復命)

第11条 指導監査を行った職員は、指導監査の終了後、速やかに指導監査の内容について調書を作成し、復命しなければならない。

(指導監査の結果通知等)

第12条 指導監査の結果、改善を要する事項については、当該社会福祉法人等に対し、文書により通知し、期限を付して、改善の状況について報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認するものとする。

2 前項の確認の結果、所要の措置がなされていないと認められる特定の重要な事項については、特別監査を実施する。

(指導監査結果の情報提供)

第13条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(指導監査結果の公表)

第14条 指導監査の結果については、別に定めるところにより公表を行うものとする。

(指導改善状況の管理)

第15条 指導監査の結果及び改善状況等については、社会福祉法人等別に整理し、管理するものとする。

(指導監査連絡会議)

第16条 指導監査の円滑な実施を図りその実効を期すため、福祉保健部に指導監査連絡会議を置く。

2 指導監査連絡会議は、指導監査の基本方針及び指導監査の実施等に関する事項につ

いて、必要により協議を行う。

- 3 指導監査連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ他の関係職員を出席させることができる。
 - (1) 国保・福祉指導課長補佐
 - (2) 福祉保健総務課企画調整室（地域福祉担当）政策企画員
 - (3) 福祉保健総務課保護係長
 - (4) 国保・福祉指導課福祉指導班企画監査員
 - (5) 高齢福祉保健課介護サービス係長
 - (6) 障害福祉課自立支援係長
 - (7) 障害福祉課在宅支援係長
 - (8) 障害福祉課地域生活支援係長
 - (9) 障害福祉課施設管理係長
 - (10) こども家庭課家庭福祉係長
 - (11) こども家庭課保育支援係長
 - (12) こども家庭課児童福祉係長
- 4 指導監査連絡会議は、必要に応じて国保・福祉指導課長補佐が招集する。
- 5 指導監査連絡会議の庶務は、国保・福祉指導課福祉指導班で行う。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 1 日一部改正）

改正後の要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 24 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 9 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 29 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 12 年 9 月 29 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 26 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 20 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 30 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 31 日一部改正）

改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 31 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 16 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 15 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 20 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 6 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 18 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 26 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 17 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 22 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 2 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 28 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 16 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 11 日一部改正）
改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 15 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 20 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 17 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 23 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 16 日一部改正）
改正後の要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設及び事業のうち指導監査の対象とするもの

1	生活保護法に規定する保護施設 (ただし、新潟市に所在する施設を除く)
2	児童福祉法に規定する児童厚生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設及び保育所 (ただし、県設置の施設を含み、公立保育所、長岡市、三条市に所在する私立保育所及び新潟市に所在する施設を除く)
3	老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム (ただし、県設置の施設を含み、新潟市に所在する施設を除く また、三条市、加茂市、見附市、十日町市、妙高市、糸魚川市及び佐渡市に所在する介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び軽費老人ホームを除く なお、燕市に所在する施設については、養護老人ホーム、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び軽費老人ホームを除く)
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園 (ただし、公立及び新潟市に所在する幼保連携型認定こども園を除く)
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者支援施設 (ただし、県設置の施設を含み、新潟市に所在する施設を除く)
6	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業者 (ただし、同法第36条第1項の指定を受けた事業者及び新潟市に所在する事業者を除く)
7	児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業 (ただし、公立、南魚沼市、新潟市及び三条市の区域で実施する事業を除く)
8	児童福祉法に規定する自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） (ただし、新潟市に所在する施設を除く)

別表 2

指導監査における監査周期

種別	周期	根拠法令・指針等
社会福祉法人	原則として3年に1回 なお、厚生労働省の社会福祉法人指導監査実施要綱の定めるところにより、周期を延長又は短縮することができるものとする。	社会福祉法人指導監査実施要綱
社会福祉連携推進法人	原則として3年に1回 なお、厚生労働省の社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の定めるところにより、周期を延長又は短縮することができるものとする。	社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	原則として3年に1回	老人福祉施設指導監査指針
軽費老人ホーム ケアハウス	原則として3年に1回	なし
救護施設	原則として年1回 ただし、前年度における実地監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については、実地監査を2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を3年に1回とすることができるものとする。	生活保護法保護施設指導監査要綱
児童自立支援施設 児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設（児童館・児童遊園） 私立保育所 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	原則として年1回	児童福祉法施行令第38条 児童福祉行政指導監査実施要綱
私立幼保連携型認定こども園	原則として年1回	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について
障害児入所施設 （児童発達支援センター含む）	原則として年1回	児童福祉法施行令第38条 障害者支援施設等指導監査指針
障害者支援施設	原則として年1回 ただし、前年度の指導監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設は、当該年度及び次年度における指導監査を省略できるものとする。	障害者支援施設等指導監査指針
私立地域子育て支援拠点事業を行う施設 一時預かり事業を行う施設 （保育所及び幼保連携型認定こども園に併設されていないもの）	原則として2年に1回	なし